

## ○静岡市建築審査会条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 240 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 83 条の規定に基づき、静岡市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 7 人をもって組織する。

(招集)

第 3 条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに会議を招集しなければならない。

- (1) 法の規定により市長から同意を求められたとき。
- (2) 法第 94 条第 1 項の規定による審査請求があったとき。
- (3) 市長から諮問があったとき。
- (4) 委員の半数以上から付議すべき事項を示して招集の請求があったとき。

3 会長は、会議を招集する場合は、緊急やむを得ない場合を除き、開会の日前 3 日までに付議すべき事項及び期日を委員に通知しなければならない。

(定足数)

第 4 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第 5 条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 6 条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 7 条 会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の半数以上が必要があると認めるときは、秘密会とすることができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(会議録)

第 8 条 会長は、会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

- 2 会議録には、会長及び出席委員 2 人以上が署名しなければならない。

(庶務)

第 9 条 審査会の庶務は、都市局において処理する。

(平 16 条例 98・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 22 日条例第 98 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。